

KBC映像組合新聞

E-mail: kbceizo uni@r2.dion.ne.jp

年末一時金の回答は延期！ 本日昼休み報告集会を行います

11月28日(水)18時より団交が開かれました。

会社：岡労担、阿高総務部長代理

組合：田中委員長、柳原執行委員、山田書記長

年末一時金について

11月28日(水)は労連統一の二次回答指定日であり、KBC映像労組も会社へ文書での二次回答を要求していましたが、二次回答について会社は『回答はもうしばらく待っていただきたい。会社としては累積赤字を解消できるかどうかを精査したい、11月までの収支が出るまで待つて欲しい。』と回答の延期を要請してきました。組合が『具体的にはいつ頃ですか?』と質問すると、会社は『おそらく12月7日には出ていると思う。』と答えました。執行部は、上方修正回答するためには11月の収支が必要なのであると考え、会社の「年末一時金の回答を12月7日に延期して欲しい」という要請を受け入れました。

また、一次回答で「アルバイトには一時金が支給されているのに、有期雇用者には支給されない」と回答されたことについて、組合員から強い抗議が寄せられていたので、組合はこれについて『有期雇用者から一時金について強い要望が出ている、二次回答においては有期雇用者への配慮をお願いします。』と会社に強く要請しました。

リフレッシュ休暇手当の凍結の経緯について

前回の団交で調査を依頼していた『リフレッシュ手当の凍結の経緯』に関しての説明が行われました。会社は『リフレッシュ手当は平成11年4月から凍結しているが、凍結するにあたり、そういった(従業員の過半数の代表者との)同意はかわしていない。』と回答しました。さらに会社は『リフレッシュ休暇は従業員の心身のことを考えると、必要なものだと考えているので、リフレッシュ休暇は取得して欲しいと考えているが、手当の支給は現在の財務状況を考えてと厳しいということを理解していただきたい。しかし、このままではいけないと会社も考えているので、今年度の決算および来年度の受注状況を考慮した上で、まだ明言はできないが来年度から正社員においては、リフレッシュ手当を復活させたいと考えている』と回答しました。また、有期雇用者のリフレッシュ休暇制度について会社は『有期雇用者には専門職社員の頃から、リフレッシュ休暇の制度はありませんでしたので、不利益変更ではないと考えています。』と説明しました。しかし、現行の契約スタッフ制度が導入される際には、藤野前労担が組合に対し『契約スタッフのリフレッシュ制度はなくなります。』と説明しています。この説明は、明らかに矛盾しています。この点については組合員に調査をして事実関係を精査したいと思います。

本日12時からKBC会館4階会議室で、報告集会を行います。
KBC労組のスト集会に参加する形で行い、この日の団交の詳細な報告も行いますので、全組合員は必ず参加してください。